

# 行 政 監 査

## 1 監査の実施期間

令和7年5月8日から令和8年3月30日まで

## 2 監査のテーマ

収入の管理及び手続について

## 3 監査の目的

行政に求められる役割は多岐にわたるが、各事業推進のための財源には限りがある。貴重な財源を最も効果的かつ確実に確保するためには、収入が見込めるものを予算に計上した上で、適切な手続を講じ収納することが肝要である。

また、収入の管理及び手続については、次の表に掲げるリスクが潜在することから、本市における状況を把握し、監査を通して今後の適正な事務執行に資することを目的とする。

### 【潜在リスク】

リスクの種類	起こり得る事象
債権成立の不確実性	法令根拠等が不明確であり、債権として成立していない。 金額の根拠が不明で、正当な金額か判断できない。
未 収 金 の 発 生	適正な時期に請求できず、権利を失効してしまう。 期限までに納入されず、未収金となってしまう。
不適切な事務手続	事務手続が不適切あるいは債権管理が不十分である。 現金の紛失や横領等が生じる恐れがある。
予 算 未 計 上	予算上の管理ができていない。

## 4 監査の対象

### (1) 対象会計

一般会計及び特別会計

### (2) 対象科目

地方自治体の歳入は、その性質に従って款に大別し、各款中にある場合は、項に区分することが地方自治法で定められ、具体的な款項の区分は地方自治法施行規則で定められている。例えば一般会計では、「市税」から「市債」までの22の款に大別されるが、前項の潜在リスクの大きさを考慮し、次の歳入科目を監査対象とした。

- ・ 分担金及び負担金
- ・ 使用料及び手数料
- ・ 財産収入
- ・ 諸収入（雑入）

なお、このうち、以下の条件に該当するものは、今回の行政監査の対象外とした。

- ア リスクが小さいと思われるもの
  - (ア) 毎月調定を起票しているもの
  - (イ) 調定の起票時期が受動的に決まるもの
  - (ウ) 企業会計など、市の内部組織からの収入
- イ 金額が少額であり、影響が軽微なもの

### (3) 対象所属

一般会計・特別会計において、令和6年度中に上記歳入科目について調定を起票した所属

（全庁的な管理を行う所属については財政課）

## 5 監査の方法

予備監査では、調査の対象とした収入について調定を起票した所属に対し、収入の管理と手続に関する調査票の提出を求め、必要に応じて関係職員から実情を聴取する方法により監査を実施した。

本監査では、財政課に対し全庁的な内部統制についてヒアリングを実施した。

また、監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、合規性、正確性、効率性、経済性、有効性、安全性、内部統制について、次の7つを着眼点とした。

- (1) 収入や金額の根拠は明確であるか、また事務処理は適正であるか。
- (2) 予算計上されているか。
- (3) 取扱事務のマニュアル整備はされているか。
- (4) 収入の方法は的確か又は増収の余地はあるか。
- (5) 不納欠損処分を行っているか。
- (6) 取扱事務担当者の人数は妥当であるか。
- (7) 収入全体を統括して管理する機能はあるか。

### ◎予備監査（実態調査）

#### ○アンケート調査・個別ヒアリング

対象…44部署（対象とした収入の件数は120件）

期間…令和7年5月23日～同年7月31日

方法…所管する各収入の状況や、管理と手続の方法について、調査票により実態を調査した。

## ◎本監査

対 象…財政課

実施日…令和7年11月7日

方 法…収入の管理及び手続の内部統制についてヒアリング形式で実施した。

## 6 監査の結果

対象の収入の管理及び手続については、概ね適正に執行されていると認められたが、調査及び監査の結果、改善や検討を要する事項が見受けられたため、富士市監査基準に基づき次のとおり示す。

### (1) 事務の執行、事業の管理状況等についての意見

#### ア 収入金額の根拠不明

金額の根拠となるものがない収入が見受けられたので、協定書や覚書を結ぶあるいは根拠となる規則や要領を設けるなど、根拠を明確にする必要がある。

#### イ 収入に関する統一ルールが未整備

学生の施設実習等の受け入れについて、どの所属も相手方に対し負担金を求めているなかったが、依頼元からの申し出があった場合、謝礼を受け取るかどうかの対応が異なっていたので、統一のルールを設けるよう検討されたい。

#### ウ 納期日の未設定

富士市会計規則第9条では、「納入通知書に記載する納期日は、別に定めがあるもののほか、納入通知書の発行から10日以内の日としなければならない。」と定められているが、納期日の設定がないものが複数見受けられた。同規則の周知を徹底するとともに、実情に合わせた納期日の設定が可能となるよう規則を見直すことなどを検討されたい。

#### エ 督促時期が不適切

納期日から1か月程度経ってから督促を行っているものが複数見受けられた。富士市債権管理条例第6条及び同施行規則第4条（履行期限経過後20日以内に書面により行う）に従い、適切な時期に督促を行う必要がある。

#### オ 不納欠損処分の未執行

時効が成立している債権について、不納欠損処分を行っていないものが見受けられた。回収が困難な債権については、適切に不納欠損処分を行うよう検討されたい。

カ 調定の起票時期が不適切

債権の発生から調定の起票までに相当な日数を経過しているものが見受けられた。富士市会計規則第6条では、「調査し適当と認めた場合には調定決議書により、直ちに調定をしなければならない。」と定められているので、必要な事項を調査し適当と認めた場合には、速やかに調定を起票する必要がある。

キ マニュアルの未整備

取扱事務のマニュアルを整備していないものが多数見受けられた。収入の性質などにより状況は異なるが、発生した債権が確実に収入できるよう必要に応じてマニュアルを整備することを検討されたい。

ク 債権管理台帳の未整備

富士市債権管理条例第4条では、「市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。」と定められているが、債権管理台帳を整備していないものが多数見受けられた。債権管理台帳の整備について周知する必要がある。

ケ 調定決議書添付資料の不備

富士市会計規則第7条では、「調定決議書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。」と定められているが、資料が添付されていない調定決議書が多数見受けられた。同規則に従い、金額の根拠となる資料を添付するよう周知されたい。

コ 収入時期が不適切

行政財産の目的外使用に係る使用料については、富士市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第4条に、「目的外使用の許可を受けた者は、使用前に使用料を納付しなければならない。」と定められているが、使用開始後に使用料を納めさせているものが見受けられた。特段の理由がない場合は、同条例に従い、適切な時期に納付させる必要がある。

(2) 処置結果

行政監査における処置結果は、次のとおりである。

【各処置区分の件数】

区分	件数
指摘	0件
注意	1件
指導	8件
検討・要望	5件
合計	14件

【注意事項】

◇会計年度の誤り(消防本部 消防総務課)

- ・一部の保険金収入において、出納整理期間の扱いを誤まり令和7年4月に発行した納入通知書の収入を前年度である令和6年度中の収入として処理していた。適切な会計年度で処理する必要がある。

# 収入の管理及び手続の取扱事務の状況

I	実態調査の結果	46
1	監査対象とした収入の管理及び手続の概要	46
(1)	用語の定義	46
(2)	監査対象とした収入と所管課	46
2	収入の管理と手続の実態調査の結果	51
(1)	収入の根拠	51
(2)	減免規定の有無	52
(3)	債務者	53
(4)	予算計上の有無	53
(5)	調定の起票漏れ	54
(6)	請求方法及び収入方法	55
(7)	納期日の根拠	56
(8)	督促の実施及び実施時期	57
(9)	催告の実施と方法	58
(10)	不納欠損処分	59
(11)	前納や分納の有無	59
(12)	債権の発生から収入までの事務手続	60
(13)	取扱事務のマニュアル整備	60
(14)	取扱事務の担当者人数	61
(15)	債権管理台帳の整備	62
(16)	財源の確保又は増収の余地	62
3	その他調査事項	64
(1)	調定決議書添付資料の不備	64
(2)	滞納繰越調定の起票時期が不適切	64
(3)	会計年度の誤り	64
(4)	収入時期が不適切	64
4	財政課に対する調査	65
(1)	財政課の所掌事務と収入の管理及び手続に関する取組	65
(2)	現状及び課題	65
II	調査結果一覧表	66

## I 実態調査の結果

収入の管理及び手続について、各所属に調査票を用いた予備監査を実施した結果、次のような状況が見られた。

### 1 監査対象とした収入の管理及び手続の概要

#### (1) 用語の定義

監査対象とした収入の定義は図表1のとおりである。

【図表1】 監査対象とした収入の主な例

区分	意味、定義及び例
分担金及び負担金	特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収するもの。 例：看護専門学校運営費負担金など
使用料及び手数料	市が所有する財産を利用する際の対価として得られる収入や、特定の行政サービスを受ける者から徴収するもの。 例：市有土地使用料、市道占用料など
財産収入	市が所有する財産を売ったり運用したりして得る収入のこと。 例：不用品売払収入、市有土地貸付料など
諸収入（雑入）	いずれの歳入にも該当しない場合の収入科目のこと。 例：印刷物広告料、その他雑入など

#### (2) 監査対象とした収入と所管課

今回の監査対象とした収入と所管課を示したものが図表2-1から図表2-4である。

【図表2-1】 分担金及び負担金

No.	項名	細節名	所管課
1	負担金	富士・愛鷹山麓地域保全措置負担金	環境総務課
2	負担金	看護専門学校運営費負担金	看護専門学校
3	負担金	消防指令センター運営事業費負担金	消防総務課
4	負担金	国道1号バイパス線公共施設管理者負担金 (新富士駅南地区土地区画整理事業)	新富士駅南整備課

【図表2-2】 使用料及び手数料

No.	項名	細節名	所管課
1	使用料	墓所使用料	環境総務課
2	使用料	墓所管理料	環境総務課
3	使用料	斎場施設使用料	市民課
4	使用料	看護専門学校授業料	看護専門学校
5	使用料	市有土地使用料	廃棄物対策課
6	使用料	市有建物使用料	交流観光課
7	使用料	市道占用料	建設総務課
8	使用料	河川流水占用料	建設総務課
9	使用料	河川敷地占用料	建設総務課
10	使用料	都市下水路占用料	建設総務課
11	使用料	市有土地使用料	道路整備課
12	使用料	公園占用料	みどりの課
13	使用料	市有土地使用料	みどりの課
14	使用料	市有土地使用料	防災危機管理課
15	使用料	市有土地使用料	消防総務課
16	使用料	小・中・高等学校屋内運動場等使用料	文化スポーツ課
17	使用料	小・中・高等学校屋外運動場夜間照明施設等使用料	文化スポーツ課
18	使用料	高等学校庭球場使用料	文化スポーツ課
19	使用料	市有土地使用料	文化スポーツ課

【図表2-3】財産収入

No.	項名	細節名	所管課
1	財産運用収入	市有土地貸付料	資産経営課
2	財産運用収入	市有土地貸付料	廃棄物対策課
3	財産運用収入	市有土地貸付料	商業労政課
4	財産運用収入	市有土地貸付料	産業政策課
5	財産運用収入	市有土地貸付料	農政課
6	財産運用収入	市有土地貸付料	林政課
7	財産運用収入	市有土地貸付料	交流観光課
8	財産運用収入	市有建物貸付料	資産経営課
9	財産運用収入	市有建物貸付料	健康政策課
10	財産運用収入	市有建物貸付料	交流観光課
11	財産運用収入	市有建物貸付料	産業支援課
12	財産売払収入	市有土地売払収入	資産経営課
13	物品売払収入	不用品売払収入	資産経営課
14	物品売払収入	不用品売払収入	商業労政課
15	物品売払収入	間伐材等売払収入	林政課
16	財産売払収入	保留地売払収入	新富士駅南整備課
17	財産売払収入	保留地売払収入	市街地整備課
18	財産運用収入	土地貸付料（森林財産）	林政課
19	財産売払収入	主伐材売払収入（森林財産）	林政課
20	財産売払収入	間伐材等売払収入（森林財産）	林政課
21	財産運用収入	土地貸付料（鈴川財産区）	資産経営課
22	財産運用収入	土地貸付料（今井財産区）	資産経営課
23	財産運用収入	土地貸付料（大野新田財産区）	資産経営課
24	財産運用収入	土地貸付料（檜新田財産区）	資産経営課
25	財産運用収入	土地貸付料（田中新田財産区）	資産経営課

【図表2-4】 諸収入のうち雑入

No.	項名	細節名	所管課
1	雑入	弁償金	資産経営課
2	雑入	弁償金	国保年金課
3	雑入	弁償金	住宅政策課
4	雑入	違約金及び延納利息	資産経営課
5	雑入	全国都市職員災害共済会災害見舞金	人事課
6	雑入	自治総合センター助成金	まちづくり課
7	雑入	ウェブサイトバナー広告料	シティプロモーション課
8	雑入	静岡地方税滞納整理機構派遣職員負担金	収納課
9	雑入	市県民税還付未済金	収納課
10	雑入	特別定額給付金返還金	行政経営課
11	雑入	富士地区男女共同参画連絡会負担金	市民活躍・男女共同参画課
12	雑入	通信教育受講生負担金	人事課
13	雑入	地域活性化センター助成金	シティプロモーション課
14	雑入	印刷物等広告料	シティプロモーション課
15	雑入	印刷物等広告料	資産経営課
16	雑入	印刷物等広告料	会計室
17	雑入	魅力発見バスツアー参加者負担金	シティプロモーション課
18	雑入	高齢者免許返納対策実証調査支援金	市民安全課
19	雑入	デジタル基盤改革支援補助金	情報システム課
20	雑入	国際交流ラウンジ講座参加者負担金	市民活躍・男女共同参画課
21	雑入	被災地派遣職員負担金	人事課
22	雑入	移住就業支援補助金返還金	シティプロモーション課
23	雑入	その他雑入	情報システム課
24	雑入	生活保護費返還金	生活支援課
25	雑入	児童扶養手当等返還金	子育て給付課
26	雑入	こども医療費高額療養費等返還金	子育て給付課
27	雑入	障害児（者）施設福祉実習等負担金	障害福祉課
28	雑入	印刷物等広告料	子育て給付課
29	雑入	地域密着型サービス拠点等施設等整備費補助金返還金	介護保険課
30	雑入	保育ママ事業等負担金	保育幼稚園課
31	雑入	施設型給付費等過年度分返還金	保育幼稚園課
32	雑入	研修システム利用者負担金	保育幼稚園課
33	雑入	障害児通所給付費返還金	障害福祉課
34	雑入	施設等利用給付費過年度分返還金	保育幼稚園課
35	雑入	子育てのための施設等利用費負担金過年度分精算金	保育幼稚園課
36	雑入	印刷物等広告料	廃棄物対策課
37	雑入	事業所EMSセミナー参加者負担金	環境総務課
38	雑入	不法投棄未然防止事業協力助成金	廃棄物対策課
39	雑入	不法投棄未然防止事業協力助成金	新環境クリーンセンター
40	雑入	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	新環境クリーンセンター

【図表2-4】 諸収入のうち雑入

No.	項名	細節名	所管課
41	雑入	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	健康政策課
42	雑入	浄化槽適正維持管理指導補助金返還金	生活排水対策課
43	雑入	複業人材活用導入支援事業企業負担金	商業労政課
44	雑入	農業施設管理費負担金	農政課
45	雑入	ファミリー農園貸付料	農政課
46	雑入	農業用施設受益者負担金	農政課
47	雑入	企業立地促進奨励金返還金	産業政策課
48	雑入	産業交流展示場運営管理事業収益還元金	商業労政課
49	雑入	中小企業等応援金返還金	商業労政課
50	雑入	新富士駅等駅前広場維持管理負担金	建設総務課
51	雑入	放置自転車等売却収入	道路維持課
52	雑入	高速道路防災対策等助成金	道路整備課
53	雑入	公園維持管理協力金	みどりの課
54	雑入	所有者不明財産管理制度予納金返還金	住宅政策課
55	雑入	コミュニティ交通協賛金	都市計画課
56	雑入	消防業務賠償責任保険金収入	消防総務課
57	雑入	防災ヘリコプター派遣職員負担金	消防総務課
58	雑入	自動車損害賠償共済等還付金	消防総務課
59	雑入	スポーツ振興くじ助成金	文化スポーツ課
60	雑入	学校保健会保護者負担金	学務課
61	雑入	日本スポーツ振興センター災害共済掛金返還金	学務課
62	雑入	学習用A Iドリル保護者負担金	学校教育課
63	雑入	市立高校教員住宅使用料	富士市立高等学校
64	雑入	その他雑入	教育総務課
65	雑入	その他雑入	学務課
66	雑入	前年度分保険給付費返還金（国民健康保険事業）	国保年金課
67	雑入	過年度分退職被保険者等医療給付費返還金 （国民健康保険事業）	国保年金課
68	雑入	雑入（国民健康保険事業）	国保年金課
69	雑入	消費税及び地方消費税還付金等（後期高齢者医療事業）	国保年金課
70	雑入	雑入（介護保険事業）	介護保険課
71	雑入	電気料等使用者負担金（駐車場事業）	道路維持課
72	雑入	その他雑入（駐車場事業）	道路維持課

## 2 収入の管理と手続の実態調査の結果

対象とした収入120件の調査を行った結果、事務処理等の実態については次のような状況がみられた。

### (1) 収入の根拠

収入の根拠法令等の有無を示したものが図表3である。根拠法令等があるものは118件(98.3%)、根拠法令等がないものは2件(1.7%)あった。根拠法令等がないものは、図表4のとおりである。

また、収入金額の根拠を定めたものがあるかどうかを示したものが図表5である。根拠法令等があるものは117件(97.5%)、根拠法令等がないものは3件(2.5%)であった。

ほとんどの収入については、根拠法令等があるが、金額の算定も含め、一部で根拠法令等がなく、収入しているものが見受けられた。

【図表3】収入の根拠法令等の有無 (単位:件)

区分	ある	ない	合計
分担金及び負担金	4	0	4
使用料及び手数料	19	0	19
財産収入	25	0	25
諸収入(雑入)	70	2	72
合計	118	2	120
構成比	98.3%	1.7%	100.0%

【図表4】収入の根拠法令等がないもの

区分	細節名
諸収入(雑入)	市県民税還付未済金
	障害児(者)施設福祉実習等負担金

※市県民税還付未済金については、納付済の市県民税に還付が生じたが、年度内に相手方に還付できなかったもの、障害児(者)施設福祉実習等負担金については、実習生を受け入れた際、相手方から謝礼として収入するものである。

【図表5】 収入金額の定めの有無 (単位:件)

区分	ある	ない	合計
分担金及び負担金	4	0	4
使用料及び手数料	19	0	19
財産収入	25	0	25
諸収入(雑入)	69	3	72
合計	117	3	120
構成比	97.5%	2.5%	100.0%

【図表6】 収入金額の定めがないもの

区分	細節名
諸収入(雑入)	障害児(者)施設福祉実習等負担金
	農業用施設受益者負担金
	学校保健会保護者負担金

(2) 減免規定の有無

収入に係る減免規定の有無を示したものが図表7である。減免規定があるものが24件(20.0%)、規定がないものが96件(80.0%)であった。使用料及び手数料は減免規定があるものが多く、その他の収入については、減免既定がないものが多かった。

【図表7】 減免規定の有無 (単位:件)

区分	ある	ない	合計
分担金及び負担金	0	4	4
使用料及び手数料	14	5	19
財産収入	5	20	25
諸収入(雑入)	5	67	72
合計	24	96	120
構成比	20.0%	80.0%	100.0%

(3) 債務者

各収入の債務者を大別したものが図表8である。

「その他」については、特定の団体や受講者のほか、例えば国及び静岡県、個人及び企業のように複数の選択肢を含むものであった。

【図表8】 債務者

(単位:件)

区分	国	地方自治体	個人	企業	その他	合計
分担金及び負担金	1	2	0	1	0	4
使用料及び手数料	1	0	6	6	6	19
財産収入	1	0	2	10	12	25
諸収入(雑入)	2	4	16	22	28	72
合計	5	6	24	39	46	120
構成比	4.2%	5.0%	20.0%	32.5%	38.3%	100.0%

(4) 予算計上の有無

収入の予算への計上の有無を示したものが図表9である。

予算計上されているものは106件(88.3%)、計上されていないものは14件(11.7%)であった。計上されていない理由としては、通常発生しないものや相手の都合によるもののため、事前に予期できないものがほとんどであった。

【図表9】 予算計上の有無

(単位:件)

区分	計上	未計上	合計
分担金及び負担金	4	0	4
使用料及び手数料	19	0	19
財産収入	25	0	25
諸収入(雑入)	58	14	72
合計	106	14	120
構成比	88.3%	11.7%	100.0%

【図表10】 予算計上されていないもの

区分	細節名	所管課
諸収入（雑入）	弁償金	資産経営課
	違約金及び延納利息	
	特別定額給付金返還金	行政経営課
	施設型給付費等過年度分返還金	保育幼稚園課
	施設等利用給付費過年度分返還金	
	子育てのための施設等利用費負担金 過年度分精算金	
	不法投棄未然防止事業協力助成金	新環境 クリーンセンター
	浄化槽適正維持管理指導補助金返還金	生活排水対策課
	企業立地促進奨励金返還金	産業政策課
	中小企業等応援金返還金	商業労政課
	自動車損害賠償共済等還付金	消防総務課
	その他雑入	教育総務課
	その他雑入	学務課
雑入（介護保険特別会計）	介護保険課	

(5) 調定の起票漏れ

調定の起票漏れについて示したものが、図表11である。調定の起票が漏れているものはなかった。

【図表11】 調定の起票漏れの有無 （単位：件）

区分	ある	ない	合計
分担金及び負担金	0	4	4
使用料及び手数料	0	19	19
財産収入	0	25	25
諸収入（雑入）	0	72	72
合計	0	120	120
構成比	0.0%	100.0%	100.0%

(6) 請求方法及び収入方法

請求方法を示したものが図表12、収入方法を示したものが図表13である。

請求方法が「文書」であるものは102件(85.0%)、「その他」としたものは18件(15.0%)であった。請求方法の「その他」には、e-Taxなどのシステムやメールによる請求のほか、文書を送り、口頭でも請求する等の回答を含んでおり、「口頭」のみの請求はなかった。

収入方法については、現金をそのまま受領することは少なく、納入通知書や払込書による収入が多かった。また、各収入方法についての説明は、図表14のとおりである。

【図表12】 請求方法

(単位:件)

区分	文書	口頭	その他	合計
分担金及び負担金	4	0	0	4
使用料及び手数料	14	0	5	19
財産収入	24	0	1	25
諸収入(雑入)	60	0	12	72
合計	102	0	18	120
構成比	85.0%	0.0%	15.0%	100.0%

【図表13】 収入方法

(単位:件)

区分	納入通知書	現金	公金振替	払込書	合計
分担金及び負担金	2	0	0	2	4
使用料及び手数料	18	0	0	1	19
財産収入	22	0	0	3	25
諸収入(雑入)	50	2	1	19	72
合計	92	2	1	25	120
構成比	76.7%	1.7%	0.8%	20.8%	100.0%

【図表14】 収入方法の説明

収入方法	説明
納入通知書	自治体などが納入義務者に対して、金額、期限、場所等を通知するもの（金融機関等の窓口払い等）
現金	出納員や分任出納員が直接現金で受取るもの
公金振替	富士市会計規則第12条により振替を認められているもの 例：市県民税還付未済金
払込書	上記の3つによりがたいもので、別段預金に振り込まれるもの 例：国や県からの補助金

(7) 納期日の根拠

納期日の根拠の有無を示したものが図表15である。納期日の根拠は「ある」と回答したものが63件(52.5%)、「ない」としたものが57件(47.5%)となっていた。およそ半数近くの収入について、納期日の根拠はなく、適宜定めているように見受けられた。

この結果を踏まえ、「収入方法」と「納期日の根拠」をクロス集計したものが図表16である。収入方法として納入通知書を用いる場合の納期日については、富士市会計規則第9条に規定されているが、「Ⅱ 調査結果一覧表」に示すように多くの収入について、規則のとおり運用がされていなかった。

(富士市会計規則)  
第9条 納入通知書に記載する納期日は、別に定めがあるもののほか、納入通知書発行の日から10日以内の日としなければならない。

【図表15】 納期日の根拠

(単位:件)

区分	ある	ない	合計
分担金及び負担金	2	2	4
使用料及び手数料	14	5	19
財産収入	19	6	25
諸収入（雑入）	28	44	72
合計	63	57	120
構成比	52.5%	47.5%	100.0%

【図表16】 収入方法と納期日の関係 (単位:件)

区分	納期日の根拠等		合計
	ある	ない	
納入通知書	55	37	92
現金	0	2	2
公金振替	1	0	1
払込書	7	18	25
合計	63	57	120
構成比	52.5%	47.5%	100.0%

※納入通知書を用いて収入し、納期日の根拠や別に定めるものがないとした37件のうち、3件については、納期日を10日以内の日に設定していた。

(8) 督促の実施及び実施時期

督促の実施について示したものが図表17である。このうち、督促を行っている場合の実施時期を示したものが図表18である。

督促を行っているものは31件(25.8%)、行っていないものが30件(25.0%)、該当がないものが59件(49.2%)となっていた。

督促の実施時期については、富士市債権管理条例及び施行規則に従い、納期限又は履行期限後、20日以内に督促を行っていたものが12件、そうでないものが19件となっていた。

(富士市債権管理条例)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(富士市債権管理条例施行規則)

第4条 条例第6条の規定による督促は、履行期限経過後20日以内に書面により行うものとする。

【図表17】督促の実施

(単位:件)

区分	実施	未実施	該当がない	合計
分担金及び負担金	0	2	2	4
使用料及び手数料	7	2	10	19
財産収入	8	5	12	25
諸収入(雑入)	16	21	35	72
合計	31	30	59	120
構成比	25.8%	25.0%	49.2%	100.0%

【図表18】督促の実施時期

区分	件数
納期限又は履行期限後、20日以内	15件
その他	16件
合計	31件

## (9) 催告の実施と方法

催告の実施について示したものが図表19であり、催告を実施している場合の実施方法を示したものが図表20である。

催告を行っているものが31件(25.8%)、行っていないものが1件(0.8%)、該当がないものが88件(73.4%)であった。

また、催告の方法は、文書が17件(43.6%)、電話が14件(35.9%)、訪問が5件(12.8%)、その他が3件(7.7%)であった。なお、備考欄を使って複数回答があったものはそれぞれ1件と計上した(例:電話と文書の場合、電話1件、文書1件)。

【図表19】催告の実施

(単位:件)

区分	実施	未実施	該当がない	合計
分担金及び負担金	0	0	4	4
使用料及び手数料	3	0	16	19
財産収入	9	0	16	25
諸収入(雑入)	19	1	52	72
合計	31	1	88	120
構成比	25.8%	0.8%	73.4%	100.0%

【図表20】催告を実施している場合の方法

(単位:件)

区分	文書	電話	訪問	その他	合計
分担金及び負担金	0	0	0	0	0
使用料及び手数料	2	0	0	1	3
財産収入	8	7	2	0	17
諸収入(雑入)	7	7	3	2	19
合計	17	14	5	3	39
構成比	43.6%	35.9%	12.8%	7.7%	100.0%

※その他の3件は、対面が2件、債権差押が1件となっている。

## (10) 不納欠損処分

不納欠損処分の実施について示したものが図表21である。不納欠損処分を行っているものは7件(5.8%)、行っていないものが32件(26.7%)、該当がないものが81件(67.5%)となっていた。不納欠損を行っていないもののうち、時効が成立している令和元年度以前の収入未済があるものも見受けられた。

【図表21】不納欠損処分

(単位:件)

区分	処分	未処分	該当がない	合計
分担金及び負担金	0	1	3	4
使用料及び手数料	1	2	16	19
財産収入	0	9	16	25
諸収入(雑入)	6	20	46	72
合計	7	32	81	120
構成比	5.8%	26.7%	67.5%	100.0%

## (11) 前納や分納の有無

前納や分納の有無について示したものが図表22である。規定があるものが18件(15.0%)、規定がないものが102件(85.0%)であった。このことから、多くの収入で、事実発生後に一括での納付を求めていることがわかる。

【図表22】 前納や分納の有無 (単位:件)

区分	ある	ない	合計
分担金及び負担金	3	1	4
使用料及び手数料	9	10	19
財産収入	5	20	25
諸収入(雑入)	1	71	72
合計	18	102	120
構成比	15.0%	85.0%	100.0%

(12) 債権の発生から収入までの事務手続

この設問については、次の2つの時期に分けて、自由記述で回答を求めた。

- ア 債権の発生から調定の起票まで
- イ 調定の起票から収入(あるいは督促)まで

いずれの回答も概ね適切な手続であったが、いくつかの収入で、債権の発生から調定を起票するまでに10か月以上など相当な日数を経過しているものが見受けられた。

なお、調定については、富士市会計規則に次のように定めがある。

(富士市会計規則)

第6条 収入調定者は、収入しようとするときは、当該収入について次の事項を調査し  
 適当と認めた場合には調定決議書により、直ちに調定しなければならない。

(13) 取扱事務のマニュアル整備

取扱事務のマニュアル整備について示したものが図表23である。マニュアルの整備がされているものが15件(12.5%)、整備されていないものが105件(87.5%)であった。

【図表23】 取扱事務のマニュアル整備 (単位:件)

区分	整備	未整備	合計
分担金及び負担金	0	4	4
使用料及び手数料	4	15	19
財産収入	0	25	25
諸収入(雑入)	11	61	72
合計	15	105	120
構成比	12.5%	87.5%	100.0%

また、マニュアルの整備がされていないもののうち、収入未済が発生しているものが見受けられた（図表24）。

【図表24】 マニュアルの整備がなく、収入未済が発生しているもの（単位：円）

区分	細節名	収入未済額(円)	所管課
使用料及び手数料	墓所管理料	28,600	環境総務課
財産収入	市有土地貸付料	1,302,611	資産経営課
	土地貸付料（鈴川財産区）	247,990	
	土地貸付料（今井財産区）	52,441	
	土地貸付料（大野新田財産区）	163,308	
	土地貸付料（檜新田財産区）	69,248	
	土地貸付料（田中新田財産区）	1,464,850	
諸収入（雑入）	弁償金	561,898	住宅政策課
	違約金及び延納利息	1,120,532	資産経営課
	生活保護費返還金	186,791,267	生活支援課
	こども医療費高額療養費等返還金	243,937	子育て給付課
	施設等利用給付費過年度分返還金	53,500	保育幼稚園課
	中小企業等応援金返還金	50,000	商業労政課

(14) 取扱事務の担当者人数

取扱事務の担当者人数を示したものが図表25である。担当者の人数が1人は44件（36.7%）、2人が53件（44.2%）、3人が15件（12.5%）、4人が4件（3.3%）、5人が4件（3.3%）であった。

【図表25】 取扱事務の担当者人数（単位：件）

区分	1人	2人	3人	4人	5人	合計
件数	44	53	15	4	4	120
構成比	36.7%	44.2%	12.5%	3.3%	3.3%	100.0%

(15) 債権管理台帳の整備

債権管理台帳の整備について示したものが図表26である。整備されているものは40件(33.3%)、整備されていないものが80件(66.7%)であった。

富士市債権管理条例及び施行規則には、市の債権については債権管理台帳を整備するとの規定があるが、およそ3分の2の収入で債権管理台帳が整備されていなかった。

科目別にみると、使用料及び手数料、財産収入、諸収入のうち雑入については、債権管理台帳が整備されているものが半数近くある一方、分担金及び負担金で台帳が整備されているものはなかった。

(富士市債権管理条例)

第4条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(富士市債権管理条例施行規則)

第2条 条例第4条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
- (3) 債権の額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【図表26】 債権管理台帳の整備 (単位:件)

区分	整備	未整備	合計
分担金及び負担金	0	4	4
使用料及び手数料	8	11	19
財産収入	11	14	25
諸収入(雑入)	21	51	72
合計	40	80	120
構成比	33.3%	66.7%	100.0%

(16) 財源の確保又は増収の余地

財源の確保又は増収の余地があるかについて示したものが図表27である。余地があると回答したものが18件(15.0%)、ないと回答したものが102件(85.0%)であった。

なお、余地があると回答したものは図表28のとおりである。

【図表27】 財源の確保又は増収の余地があるか (単位:件)

区分	ある	ない	合計
分担金及び負担金	2	2	4
使用料及び手数料	0	19	19
財産収入	8	17	25
諸収入(雑入)	8	64	72
合計	18	102	120
構成比	15.0%	85.0%	100.0%

【図表28】 財源の確保又は増収の余地があるもの

区分	細節名	所管課
分担金及び負担金	看護専門学校運営費負担金	看護専門学校
	国道1号バイパス線公共施設管理者負担金	新富士駅南整備課
財産収入	市有土地貸付料	資産経営課
	市有土地貸付料	商業労政課
	市有土地売却収入	資産経営課
	土地貸付料(鈴川財産区)	
	土地貸付料(今井財産区)	
	土地貸付料(大野新田財産区)	
	土地貸付料(檜新田財産区)	
	土地貸付料(田中新田財産区)	
諸収入(雑入)	印刷物等広告料	資産経営課 会計室
	国際交流ラウンジ講座参加者負担金	市民活躍・男女共同参画課
	不法投棄未然防止事業協力助成金	新環境クリーンセンター
	産業交流展示場運営管理事業収益還元金	商業労政課
	学校保健会保護者負担金	学務課
	学習用A Iドリル保護者負担金	学校教育課
	その他雑入	学務課

### 3 その他調査事項

以上の結果のほか、対象収入の発生日、調定起票日及び金額、請求日、納期日、収入した日及び金額、納付欠損を行った日及び金額等から、次のことがわかった。

#### (1) 調定決議書添付資料の不備

調定決議書の添付資料については、富士市会計規則第7条に規定があるが、資料の添付がない決議書が多数見受けられた。

(富士市会計規則)

第7条 調定決議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 国庫支出金及び県支出金については、交付決定通知書、確定通知書又はこれに類する書類
- (2) 寄附金については、寄附申出書
- (3) 公有財産、物品等の賃貸料又は売却代金については、契約書又は見積書
- (4) 前号以外の収入については、その理由、計算の基礎等を明らかにする書類

#### (2) 滞納繰越調定の起票時期が不適切

収入に未済があった場合、出納閉鎖期日後に起票すべきであるが、調定の起票が適切でないものがいくつか見受けられたので、文書及び口頭で指導した。

(富士市会計規則)

第11条 収入調定者は、出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったものがあるときは、調定決議書によりその額を翌年度に繰越ししなければならない。

#### (3) 会計年度の誤り

対象となる収入について、相手との調整に時間を要し、金額が確定する前に会計年度を超えてしまい、令和7年4月になってから納入通知書を起票していた。この場合、納入通知書を発行した令和7年度の収入とすべきであるが、対象の事案が起こった令和6年度の収入としていた。

#### (4) 収入時期が不適切

富士市が所有する行政財産を目的外で使用させる場合、富士市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第4条のとおり、使用前に使用料を納入させるべきであるが、市長が特別に認める理由なく、相手との慣例に従い、使用開始後に納入させているものなどが見受けられた。

(富士市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例)

第4条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、使用前に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

#### 4 財政課に対する調査

今回の行政監査のテーマは、「収入の管理及び手続」についてであるが、債権の発生から納入されるまで、あるいは督促、催告、不納欠損までの手続をすべて所掌している所属がないため、今回のテーマに関する所掌事務を行う財政課、会計室、収納課のうち、財政課に対しヒアリング調査を行った。

##### (1) 財政課の所掌事務と収入の管理及び手続に関する取組

###### ○所掌事務（一部）

- ・ 計画的かつ効率的な予算執行を図るため、予算の執行管理を行うこと。
- ・ 自主財源の確保を図るため、税外収入を調整すること。

###### ○収入の管理及び手続に関する取組（一部）

- ・ 年度当初に予算の執行に関する事務連絡を発出し、収入手続について特に注意すべきものの周知を行う。また、会計室と連携し、会計室が作成する「会計事務の手引き」に掲載している。
- ・ 予算編成要領において、分担金等の適正な割合や使用料及び手数料の基準等を示し、各所属へ周知を行う。

##### (2) 現状及び課題

前述のとおり、収入の予算管理については財政課、会計の処理方法については会計室、債権の管理については収納課と所管課が分かれており、収入から収納・債権の管理までの全ての手続を所掌する所属はなく、全ての手続を網羅した一体的な解説やマニュアルがない。そのため、次の課題を抱えている。

###### ○抱えている課題

- ・ 1つの事務について複数所属へ相談する必要がある。
- ・ 各所管課の見解が異なり、ダブルスタンダードにより手続を誤ってしまう。
- ・ 必要以上に時間を要する。

## II 調査結果一覧表

今回調査した結果を収入ごとに該当するリスクをまとめたものが図表29である。120件の収入のうち、処置結果やリスクが全くなかったものは2件のみであった。なお、表の記号の意味は次のとおりである。

(結果一覧表の記号と意味)

- ★：今回の処置で「注意」となるもの
- ：今回の処置で「指導」となるもの
- ▲：今回の処置で「検討・要望」となるもの
- ：リスク項目に該当はしたが、処置には至らなかったもの

【図表 29】 リスク項目別処置結果

項目	細部名	所管課	収入の 種別	金額の 種別	手算計上	収入科目 の限り	納期日の 種別	督促の 時期	催告の 実施	不納火損 処分	調定の 時期	マニュアル なし	台帳の 整備	調定決算 差付算料	滞納繰越 調定遅れ	会計年度 の限り	不適切な 収入時期
負担金	富士・鷹山麓地域保全措置負担金	環境総務課					●					▲	○				
負担金	看護専門学校運営費負担金	看護専門学校										▲	○				
負担金	消防組合センター運営事業費負担金	消防総務課								○		▲	○				
負担金	国道1号バイパス線公営施設管理者負担金 (新富士駅南地区土地区画整理事業)	新富士駅南整備課					○				●	▲	○				
使用料	露所使用料	環境総務課					●					▲	○				
使用料	露所管理料	環境総務課					●	●		○		▲	○				●
使用料	畜場施設使用料	市民課										▲	○				
使用料	看護専門学校授業料	看護専門学校										▲	○				●
使用料	市有土地使用料	農産物対策課										▲	○				●
使用料	市有建物使用料	交流観光課										▲	○				
使用料	市道占用料	建設総務課										▲	○				
使用料	河川流水占用料	建設総務課										▲	○				
使用料	河川敷地占用料	建設総務課										▲	○				
使用料	都市下水路占用料	建設総務課										▲	○				
使用料	市有土地使用料	道路整備課					●					▲	○				
使用料	公園占用料	みどりの課					●					▲	○				
使用料	市有土地使用料	みどりの課										▲	○				
使用料	市有土地使用料	防災危機管理課					●					▲	○				
使用料	市有土地使用料	消防総務課								○		▲	○				
使用料	小・中・高等学校意向運動場等使用料	文化スポーツ課						●				▲	○				
使用料	小・中・高等学校校外運動場等使用料	文化スポーツ課						●				▲	○				
使用料	高等学校庭球場使用料	文化スポーツ課						●				▲	○				
使用料	市有土地使用料	文化スポーツ課						●				▲	○				
使用料	市有土地貸付料	文化スポーツ課						●				▲	○				
財産運用収入	市有土地貸付料	資産経営課						●		▲		▲	○				
財産運用収入	市有土地貸付料	農産物対策課										▲	○				
財産運用収入	市有土地貸付料	商業労政課										▲	○				
財産運用収入	市有土地貸付料	産業政策課										▲	○				
財産運用収入	市有土地貸付料	農政課					●					▲	○				
財産運用収入	市有土地貸付料	林政課					●					▲	○				
財産運用収入	市有土地貸付料	交流観光課										▲	○				
財産運用収入	市有建物貸付料	資産経営課								○		▲	○				
財産運用収入	市有建物貸付料	健康政策課										▲	○				
財産運用収入	市有建物貸付料	交流観光課										▲	○				
財産運用収入	市有建物貸付料	産業支援課										▲	○				
財産運用収入	市有土地売払収入	資産経営課								○		▲	○				
物品売払収入	市有土地売払収入	資産経営課								○		▲	○				
物品売払収入	不用品売払収入	資産経営課					●					▲	○				
物品売払収入	不用品売払収入	商業労政課										▲	○				
物品売払収入	間伐材等売払収入	林政課										▲	○				
財産売払収入	保留地売払収入	新富士駅南整備課					○					▲	○				
財産売払収入	保留地売払収入	市街地整備課										▲	○				

【図表 29】 リスク項目別処置結果

項名	細節名	所管課	収入の 根拠	金額の 根拠	予算計上	収入科目 の限り	納期日の 根拠	督促の 時期	催告の 実施	不納欠損 処分	課定の 時期	マニュアル なし	台帳の 整備	課定決算 添付資料	滞納繰越 課定遅れ	会計年度 の限り	不適切な 収入時期
財産運用収入	土地賃付料（森林財産）	林政課										▲	○				
財産売却収入	主伐材売却収入（森林財産）	林政課					○				○	▲	○				
財産売却収入	間伐材等売却収入（森林財産）	林政課					○				○	▲	○				
財産運用収入	土地賃付料（鈴川財産区）	資産経営課						●		▲	○	▲					
財産運用収入	土地賃付料（今井財産区）	資産経営課						●		○	○	▲					
財産運用収入	土地賃付料（水野新田財産区）	資産経営課						●		○	○	▲					
財産運用収入	土地賃付料（楡新田財産区）	資産経営課						●		○	○	▲					
財産運用収入	土地賃付料（田中新田財産区）	資産経営課						●		▲	○	▲					
繰入	弁償金	資産経営課		○			●			○		▲	○				
繰入	弁償金	国保年金課								○		▲	○				
繰入	弁償金	住宅政策課										▲					
繰入	違約金及び延納利息	資産経営課		○			●	●		○		▲	○				
繰入	全国都市職員災害共済会災害見舞金	人事課					●					▲	○				
繰入	自治総合センター助成金	まちづくり課					●				○	▲					
繰入	静岡県地方税滞納整理機構派遣職員負担金	シティプロモーション課								○		▲	○				
繰入	市県民税還付未済金	収納課	○									▲	○				
繰入	特別定額給付金返還金	行政経営課		○			○	○				▲					
繰入	富士地区男女共同参画連絡会負担金	市民活躍・男女共同参画課									●	▲	○				
繰入	通信教育受講生負担金	人事課					●					▲	○				
繰入	地域活性化センター助成金	シティプロモーション課					●					▲	○				
繰入	印刷物等広告料	シティプロモーション課								○		▲					
繰入	印刷物等広告料	資産経営課								○		▲					
繰入	印刷物等広告料	会計室										▲	○				
繰入	魅力発見バスツアー参加者負担金	シティプロモーション課					○					▲	○				
繰入	高齢者免許返納対策実証調査支援金	市民安全課									○	▲					
繰入	デジタル基盤改革支援補助金	情報システム課					○					▲					
繰入	国際交流ラウンジ購置参加者負担金	市民活躍・男女共同参画課					○			○		▲	○				
繰入	被災地派遣職員負担金	人事課					●					▲	○				
繰入	移住就業支援補助金返還金	シティプロモーション課					●				○	▲	○				
繰入	その他繰入	情報システム課					○				○	▲	○				
繰入	生活保護費返還金	生活支援課					●					▲					
繰入	児童扶養手当等返還金	子育て給付課										▲			●		
繰入	子ども医療費高額療養費等返還金	子育て給付課					●					▲	○				
繰入	障害児（者）施設福祉実習等負担金	障害福祉課	○	▲			●				○	▲	○				
繰入	印刷物等広告料	子育て給付課										▲	○				
繰入	地域密着型カーヘルズ拠点等施設等経費補助金返還金	介護保険課					●					▲	○				
繰入	保育ママ事業等負担金	保育幼稚園課					○			○		▲	○				
繰入	施設型給付費等過年度分返還金	保育幼稚園課			○		●			○		▲	○				
繰入	研修システム利用者負担金	保育幼稚園課					●			○		▲	○				
繰入	障害児通所給付費返還金	障害福祉課					●			○		▲	○				
繰入	施設等利用給付費過年度分返還金	保育幼稚園課			○		●			○		▲	○				
繰入	子育てのための施設等利用費負担金過年度分精算金	保育幼稚園課			○	●	●			○		▲	○				

【図表 29】 リスク項目別処置結果

項名	細部名	所管課	収入の 振拠	金額の 振拠	予算計上	収入科目 の振り	納期日の 振拠	督促の 時期	催告の 実施	不納火損 処分	調定の 時期	マニュアル なし	台帳の 整備	調定決算 添付資料	滞納連絡 調定遅れ	会計年度 の限り	不適切な 収入時期
繰入	印刷物等広告料	廃棄物対策課									○						
繰入	事業所EMSセミナー参加者負担金	環境総務課					●					▲	○				
繰入	不法投棄未然防止事業協力助成金	廃棄物対策課									○	▲	○				
繰入	不法投棄未然防止事業協力助成金	新環境クリーニングセンター			○						○	▲					
繰入	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	新環境クリーニングセンター					●				○	▲	○				
繰入	新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金	健康政策課										▲	○				
繰入	浄化槽適正維持管理指導補助金返還金	生活排水対策課			○		○					▲	○				
繰入	複業人材活用導入支援事業企業負担金	商業労政課					●					▲					
繰入	農業施設管理費負担金	農政課					○				○	▲	○				
繰入	ファミリー農園貸付料	農政課					●				○	▲					
繰入	農業用施設受益者負担金	農政課		●			●					▲	○				
繰入	企業立地促進奨励金返還金	商業政策課			○		●					▲	○		●		
繰入	商業交流施設展示場運営管理事業収益還元金	商業労政課										▲	○				
繰入	中小企業等志願金返還金	商業労政課			○		●					▲	○				
繰入	新富士駅等駅前広場維持管理負担金	建設総務課					●					▲	○				
繰入	放塵自転車等売却収入	道路維持課					○					▲	○				
繰入	高速度道路防災対策等助成金	道路整備課					○					▲	○				
繰入	公園維持管理協力金	みどりの課									○	▲					
繰入	所有者不明財産管理制度予算納金返還金	住宅政策課					○					▲					
繰入	コミュニティ交通協賛金	都市計画課										▲					
繰入	消防業務賠償責任保険金収入	消防総務課					○					▲	○			★	
繰入	防災ヘリコプター派遣職員負担金	消防総務課					○					▲	○				
繰入	自動車損害賠償共済等選付金	消防総務課			○		○					▲	○				
繰入	スポーツ振興くじ助成金	文化スポーツ課									●	▲	○				
繰入	学校保健会保護者負担金	学務課		●			●										
繰入	日本スポーツ振興センター災害共済給付金返還金	学務課					○										
繰入	学習用A1ドリップ保護者負担金	学校教育課					●										
繰入	市立高校教員住宅使用料	富士市立高等学校										▲	○				
繰入	その他繰入	教育総務課			○							▲	○				
繰入	その他繰入	学務課			○		●					▲	○				
繰入	前年度分保険給付費返還金(国民健康保険事業)	国保年金課					○					▲	○				
繰入	過年度分医療被保険者等医療給付費返還金(国民健康保険事業)	国保年金課					○					▲	○				
繰入	繰入(国民健康保険事業)	国保年金課					●										
繰入	消費税及び地方消費税負担金等(後期高齢者医療事業)	国保年金課										▲	○				
繰入	繰入(介護保険事業)	介護保険課			○							▲	○				
繰入	電気料等使用者負担金(駐車場事業)	道路維持課										▲	○				
繰入	その他繰入(駐車場事業)	道路維持課										▲	○				
	所管課	財政課		▲										●			
	債権管理条例所管課	収納課											▲				
	会計規則所管課	会計室					▲							●			